平成20年度決算に基づく新印西市(平成22年3月23日合併)の健全化判断比率等について

平成22年3月23日に印西市と旧印旛村、旧本埜村が合併し、新印西市が誕生しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下、「健全化法」という。)第3条第1項及び同法施行令(平成19年政令397号)第23条第1項の規定に基づき、廃置分合後の市町村に係る健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と、公営企業における資金不足比率を公表します。

これは、健全化法が地方自治体の財政の早期健全化と財政再生、公営企業の健全化を目的として、上記指標の議会への報告と公表を義務付けているためです。

今回の公表では、印西市、旧印旛村、旧本埜村で個々に報告している数値と、健全化法の規定に基づき合算した数値を併せて公表します。

1 健全化判断比率等の状況

4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)には、「早期健全化基準」がそれぞれ設けられておりますが、平成20年度決算分から、1つでもその基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を定め、財政の健全化に向けて早急に取り組むこととされています。

また、自主的な財政の健全化を図ることが困難とされる「財政再生基準」が将来負担比率を除いた3指標に設けられ、1つでもその基準を超えた場合は、「財政再生計画」を定め、総務大臣の同意を得た後、財政の再生を図る必要があります。

〇新印西市(合算) (単位:%)

健 全 化 判 断	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.56	20.00
連結実質赤字比率	-	17.56	40.00
実質公債費比率	17.9	25.0	35.0
将来負担比率	89.2	350.0	

〇旧印西市 (単位:%)

健 全 化 判 断	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	1	12.90	20.00
連結実質赤字比率	-	17.90	40.00
実質公債費比率	16.6	25.0	35.0
将来負担比率	45.4	350.0	

〇旧印旛村 (単位:%)

	健 全 化 判 断	比 率		早期健全化基準	財政再生基準
美			-	15.00	20.00
通	連結実質赤字比率		-	20.00	40.00
美	ミ 質公債費比率		22.4	25.0	35.0
将	将来負担比率		229.3	350.0	

〇旧本埜村 (単位:%)

健全化判断	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15.00	20.00
連結実質赤字比率	-	20.00	40.00
実質公債費比率	18.5	25.0	35.0
将来負担比率	162.3	350.0	

※ 実質収支が黒字で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないため、「 - (%)」で表示しています。

以上のとおり、平成20年度決算における健全化判断比率は、早期健全化基準をいずれも下回っているため、健全な状態であると判断されます。

2 資金不足比率の状況

資金不足比率には「経営健全化基準」が設けられ、平成20年度決算分から基準を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を定め、経営の健全化に向けて早急に取り組むこととされています。

〇新印西市(合算)

(単位:%)

	公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用	水道事業会計	-	20.00
法非適用	下水道事業特別会計	-	20.00

〇旧印西市 (単位:%)

	公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	-	20.00
法非適用	下水道事業特別会計	-	20.00

〇旧印旛村 (単位:%)

	公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	-	20.00
法非適用	下水道事業特別会計	-	20.00

〇旧本埜村 (単位:%)

	公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計		
法非適用	下水道事業特別会計	1	20.00

- ※ 旧本埜村については、水道事業会計はありません。
- ※ 資金不足額がないため、「・(%)」で表示しています。

以上のとおり、平成20年度決算における資金不足比率は、経営健全化基準をいずれも下回っているため、健全な状態であると判断されます。

【問い合わせ先】

企画財政部財政課財政班

Tu 0476-42-5111 (内線482)

 $e \hbox{--mail} \quad \underline{zaiseika@ml.city.inzai.chiba.jp}$